

小売業における非専門店等の扱いについて(その5)

1. 中分類56の改定素案

ISICを参考にして非専門店を中分類56に集約する。また、百貨店と総合スーパーの分離と共にワンプライスショップの新規立項も行い、それらの変更に伴って説明文も修正する。

【中分類56—各種商品小売業】

(金額単位：百万円)

分類番号	改定素案	現 行 (第13回 改定)	改定理由案	上段:売上高 下段:事業所数	構成比(%)
56	この中分類には、衣食住に関わる各種商品を小売する事業所が分類される。 この事業所は、幅広い分野の商品を取り扱い、特徴的な販売形態により小売するものであり、具体的には、百貨店、総合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、ワンプライスショップなどと称される。	この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。 この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。	衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所として、他の中分類にあった販売形態をとりまとめ、国際分類との比較可能性を高め、実態把握を改善させる。	31,184,272 81,995	100%
561-5611	百貨店 百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を販売する設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する販売形態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。	百貨店、総合スーパー（561-5611） 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいう。	北米分類を参考に、販売形態の異なる百貨店と総合スーパーを分離する。	5,484,129 175	17.6% 0.2%
562-5621	総合スーパー 総合スーパー等と称され、衣食住にわたる各種商品を販売する設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する販売形態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。	ただし、従業者が常時50人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。	北米分類を参考に、販売形態の異なる百貨店と総合スーパーを分離する。	7,150,645 1,415	22.9% 1.7%
563-5631	コンビニエンスストア コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を販売する設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する販売形態の事業所をいう。	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）（589-5891） 主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう。	中分類56改定に伴い、コンビニエンスストア業態を「58 飲食料品小売業・その他の飲食料品小売業」から移動させる。	8,721,879 49,463	28.0% 60.3%
564-5641	ドラッグストア ドラッグストア等と称され、各種商品を販売する設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する販売形態の事業所をいう。	ドラッグストア（603-6031） 主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。	中分類56改定に伴い、ドラッグストアを「60 その他の小売業・その他の医薬品・化粧品小売業」から移動させる。	4,876,386 15,344	15.6% 18.7%
565-5651	ホームセンター ホームセンター等と称され、各種商品を販売する設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する販売形態の事業所をいう。	ホームセンター（609-6091） 主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、店舗規模が大きい事業所をいう。	中分類56改定に伴い、ホームセンターを「60 その他の小売業・他に分類されない小売業」から移動させる。	3,689,406 4,780	11.8% 5.8%
566-5661	ワンプライスショップ ワンプライスショップ等と称され、各種商品を販売する設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を一定額を基本に小売する販売形態の事業所をいう。	—	一定規模の売上げ等があるが、小売業56～61内の各細分類に分類され、実態把握が難しくなっていた同業態を集約して新たに立項する。	1,017,253 9,282	3.3% 11.3%
569-5699	その他の各種商品小売業 主として他に分類されない衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所（従業者が常時50人未満）をいう。	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）（569-5699） 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいう。	ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。	244,574 1,536	0.8% 1.9%

(注) 売上高及び事業所数は、「経済センサス-活動調査資料報告(平成28年)」による。うち百貨店及び総合スーパーの売上高及び事業所数は、総務省政策統括官付統計審査官室が、総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」の調査票情報を独自集計したもの。また、ワンプライスショップの売上高及び事業所数は、帝国データバンクや各社IRの公表資料等を基に推計したもの。

2. 中分類 58 の改正素案

- 食料品スーパーについては、第8回産業分類検討チームにおいて、細分類「5811 各種食品小売業」を「食料品スーパー」と「各種食料品小売業（食料品スーパーを除く）」とに分割する意見を提出した。また、現行の5811を食料品スーパーとそれ以外に分割した場合、食料品スーパー以外として残る部分がかなり少なくなるのではないかと意見があった。
- 第10回産業分類検討チーム以降、ISICを参考にしつつ非専門店の議論がなされてきた。その検討において食料品スーパーの新規立項に必要な量的基準の充足も確認した上で、以下のような分類構成案を提案している。なお、「5819 その他の各種食料品小売業」に分類される具体的な小売店としては、たばこ屋、土産物店等が挙げられる。

【中分類 58-5811 各種食料品小売業】

(金額単位：百万円)

分類番号	改定素案	現 行 (第 13 回 改 定)	改定理由案	上段:売上高 下段:事業所数	構成比(%)
581		この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M-宿泊業、飲食サービス業(中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業)に分類される。		20,725,611 26,486	100% 22.7%
581- 5811	食料品スーパー 食料品スーパー等と称され、各種食料品を販売する設備を備え、主として生鮮食料品（青果、鮮魚、精肉）を対象に、その加工設備を有する場合も含め、セルフサービス方式により小売する販売形態の事業所をいう。	各種食料品小売業（581-5811） 主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。	主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所のうち、販売形態の異なる食料品スーパーを分離する。	11,839,863 6,007	56.8% 22.7%
581- 5819	その他の各種食料品小売業 主として他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。			8,885,748 20,479	43.2% 77.3%

(注) 売上高及び事業所数は、「経済センサス-活動調査資料報告（平成28年）」による。うち食料品スーパーの売上高及び事業所数は、総務省政策統括官付統計審査官室が、総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」の調査票情報を独自集計したものの。